

令和7年 台風第15号により被災した事業者の皆様へ

被災中小企業再建 支援事業費補助金

令和7年9月に発生した台風第15号により被害を受けた
事業用施設・設備等の復旧に要する経費を支援します。



1次募集 令和8年2月2日(月)～3月10日(火)

2次募集 令和8年5月8日(金)～6月30日(火)

補助対象者

①②の要件をどちらも満たす中小企業者及び小規模事業者

①令和7年台風第15号において災害救助法が適用された10市町※1に事業所等が
所在し、台風により施設及び機械設備等が被害を受けたこと※2

②事業完了までに事業継続計画(BCP)又は事業継続力強化計画を策定すること

※1…静岡市、伊東市、島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御前崎市、菊川市、牧之原市、榛原郡吉田町

※2…市町が発行する罹災証明書・被災証明書等の被災を証する書類が必要です。

補助額・補助率

●補助額：上限200万円(下限50万円)

●補助率：中小企業者 1/2 小規模事業者 2/3

※被災施設等の滅失、毀損により受け取れる保険金、共済金がある場合は、補助対象経費から控除されます。
※補助対象経費が中小企業者は100万円未満、小規模事業者は75万円未満の場合は、補助対象外となります。

補助対象経費

- 施設：事務所、工場、事業場、倉庫、店舗等の修繕に要する経費
- 設備：償却資産として計上する機械設備の修理・購入に要する経費
- 車両：業務用のみに使用すると認められる車両の修理・購入に要する経費

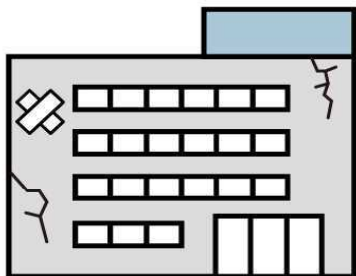
補助対象期間

- 1次募集：令和7年9月の台風第15号の被害を受けた日から令和8年3月10日(火)まで
 - 2次募集：令和7年9月の台風第15号の被害を受けた日から令和8年6月30日(火)まで
- ※既に着手済みの復旧経費も、発災時に遡って補助対象とすることができます。



被災中小企業再建支援事業費 補助金の活用イメージ

施設の修繕



突風により事務所の外壁が破損し、
修繕費用として120万円を要した場合

総事業費	補助率	補助金交付額
120万円	1/2(中小企業者)	60万円
	2/3(小規模事業者)	80万円

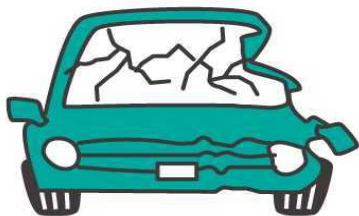
設備の修理・購入

突風により一部破損した機械設備の
修理費用として、500万円を要した場合

総事業費	補助率	補助金交付額
500万円	1/2(中小企業者)	200万円(上限)
	2/3(小規模事業者)	200万円(上限)



車両の修理・購入



浸水により営業用車両が修理不能になり、
新たに同等品(330万円)を購入する場合

総事業費	補助率	補助金交付額
330万円	1/2(中小企業者)	165万円
	2/3(小規模事業者)	200万円(上限)

※事業用にも使用する
車両が補助対象となります。

詳細については、県商工振興課ホームページをご覧ください。

URL <https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/shienhojokin/1078657.html>



静岡県 被災中小企業再建支援事業費補助金

検索



お問い合わせ先

被災中小企業再建支援事業費補助金事務局（令和8年1月26日開設）
TEL:050-3816-1872
E-mail:shizuoka.shien@ibt.cc.jp